

令和7年度第3回三沢警察署協議会議事録

開催日時	令和8年3月6日(金) 16:00 ~ 16:58	
開催場所	三沢警察署 3階講堂	
出席	委員	会長以下5人
	警察	署長以下11人

開催内容

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 警察署長挨拶
- 4 議事
 - (1) 青森県警察署協議会代表者会議の出席報告について
 - (2) 令和7年三沢警察署概況と令和8年三沢警察署活動方針について
 - (3) 質疑・応答

子どもたちの言葉の悪さに驚いています。
小学生の高学年や中学生になって、いじめにつながらなければいいなと思っています。

〔回答〕

子どもたちの言葉遣いや人との接し方について不安を感じられるという声は、私たちも多く耳にしております。

言葉の乱れは、時に相手を傷つける「言葉の暴力」となり、いじめや深刻な事案に発展する予兆となることがあります。

警察としても、学校や教育委員会と連携し、非行防止教室やネットリテラシー講習を通じて、「相手を傷つける言葉の危険性」「いじめが犯罪につながる可能性」についても指導を行っております。

いじめは、早期に大人が気づき、関係機関が連携して対応することが非常に重要です。

これは警察に相談していいのだろうかと迷う段階でもかまいませんので、学校や警察に情報提供をしていただくことで、深刻化を防ぐことができます。

今後も、子どもたちが安心して成長できる環境づくりに、地域・学校と連携して取り組んでまいります。

「三沢警察署で警察官を名乗る男によるオレオレ詐欺が発生した」という情報を目にしました。

紹介されていた手口は、実際に私の母に電話があったものと似ていて、もっと早くに情報を流してもらえていたらと思いました。

また、ロマンス詐欺など被害者が相談しにくいと感じる手口もあることから、スマートフォンを使ったチャットなど気軽に相談できる窓口があればいいと思いますし、既にあるなら教えてほしいと思います。

〔回答〕

現在、青森県警ではXやインスタグラム等を活用した情報発信や自治体のメール配信、広報誌や防犯講話などを通じて情報発信に努めておりますが、令和7年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は過去最悪となる見込みで、警察からの広報啓発の情報が伝わっていないといった傾向が見られ、課題があると認識しております。

今後は、これまで広報・啓発が届かなかった層に対し、いかに情報を伝達するか、一層の工夫が必要であると考えております。

スマートフォンを使ったチャットによる相談窓口がないか、ということですが、残念ながらそのような専門窓口はありません。

情報の正確性と緊急性を考えると、やはり特殊詐欺に関しては電話又は対面での相談が基本になります。

確かに警察への相談は勇気がいるものですが、親切丁寧に対応しますので、お気軽にご相談ください。

去年、別件の電話で相手とやりとりする中で、「自分はもういい歳なのですが、母親に暴力を振るう父親をぶちのめしたい」と言われ、何とも言えず「そういう事は警察に相談してください」と伝え電話を終えました。

〔回答〕

ご紹介いただいた事例につきましては、家庭内での暴力が疑われる発言があったため、「警察に相談してください」という対応は最も適切なアドバイスであったと考えます。

警察では、家庭内の問題であっても、暴力やそのおそれがある場合には、早期の対応が重要であると考えています。

家庭内の暴力や「復讐したい」といった強い衝動を伴う悩みは、専門的な知見を持つ警察や配偶者暴力相談支援センターが介入すべき事案です。

そのため、直接の対応が難しい場合には、警察や関係機関につないでいただくことが、結果として当事者を守ることに繋がります。

もし今後、同様の個人的な相談を外部の方から受けた際は、深入りせず、今回のように警察の相談専用電話（#9110）を教えるか、緊急性が高そうであればその場で110番するよう促してください。

いただいた情報は、今後の相談受理のあり方の参考にさせていただきます。

小中学生が道路いっぱいに広がって歩く姿、自転車のジグザグ走行など交通マナーの悪さを目にします。

大きな事故がなければいいなと感じます。

〔回答〕

交通事故のない安全で安心な社会の実現のためには、自動車運転者のみならず、自転車等利用者、歩行者といった全ての人が交通ルールをしっかりと理解し遵守することが大切となります。

車両や自転車に対する交通指導取締りはもちろんのことですが、歩行者である子どもたちに対しても、自らの安全を守るための交通行動の定着に向け、登下校時間帯における通学路警戒や交通安全教室を通じ交通安全指導を実施してまいります。

信号機のない横断歩道で歩行者がいるにも関わらず一時停止をしない車が目立ちます。

また、一時停止中の車を追い越す車を目にすることが多々あります。

大変危険なので、注意喚起を図っていただければと思います。

〔回答〕

ただ今委員からお話がありましたとおり、横断歩道は歩行者優先が原則であり、車両は歩行者がいる場合必ず一時停止しなければなりません。

また、横断歩道のある場所は追越し・追抜き行為も禁止されております。

これらは歩行者保護のため徹底されなければならない基本的な交通ルールであり、交通課のみならず地域課とも連携の上、交通指導取締りや警戒活動を強化し、ドライバーの方々へ交通ルールの浸透を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

5 警察署長総括

6 閉会